

日豪EPA交渉に関する意見書

わが国政府は、日豪両国政府間の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年12月12日の日豪首脳電話会談において、EPA（経済連携協定）交渉の開始に合意しました。

現在、わが国と豪州の貿易では、わが国の農産物輸入に占める米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の割合が高く、交渉が開始された場合にこうした品目が争点となって、豪州側が関税撤廃を強く求めてくることは必至です。

このように、豪州とのEPA交渉の進展いかんでは、わが国農業への甚大な影響が懸念され、豪州に対する安易な妥協は、担い手の育成や構造改革に取り組む生産現場の努力を無にするだけでなく、関連する産業や地域経済にも計り知れない打撃を与えます。

また、わが国は、WTO農業交渉において、G10諸国等と連携しながら、重要品目の例外扱いや食料の安全保障を含む農業の多面的機能の重要性を主張しており、豪州との交渉においても従来からのわが国の主張を断固堅持することが重要であります。

このような状況のなか、先般は衆・参議院農林水産委員会等において、政府は毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されました。

よって、国会及び政府におかれましては、この交渉における下記事項の確保に向け、断固とした措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1 重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成19年度からの実施に向けて、担い手育成や構造改革の取組みに懸命に努力しているところである。このようななかで、わが国にとって、米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の関税撤廃を行うことは、農業者の改革への努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、本交渉においてこれらの品目を除外する等の例外措置を確保すること。

2 WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPA交渉において、WTO農業交渉における従来の主張か

ら譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。

また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO農業交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

3 交渉いかんによっては交渉を中断する等の厳しい判断を持って交渉に臨むこと
豪州とのEPA交渉にあたっては、期限を定めず粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 3月13日

宮城県東松島市議会議長 三 浦 昇

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣 宛

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣